

事故防止対策委員会規則

第一条【名称】

本会は、国際交通 交通事故防止委員会と称し、下記の目的を達成する為に設置する。

第二条【目的】

交通事故防止委員会（以下「本会」という）は、交通事故防止対策の徹底と、従業員に事業の公共性を自覚させ、人命尊重に徹し、安全輸送全てに優先させることを目的とする。

第三条【審議事項】

本委員会は前項の目的達成の為、次の事項を調査審議、協議するものとする。

1. 交通事故防止策に関する事項
2. 乗務員の安全教育に関する事項
3. 事故発生統計と分析及び検討に関する事項
4. 上記実施事項の点検に関する事項

第四条【構成】

本委員会の構成は次の通りとする。

委員長	1名（所属長が就任する）
副委員長	2名（工場長、組合委員長が就任する）
委員	6名（職工員、労使役員、その他協議により選任する）
書記	1名（委員長が任命したもの）

但し、重大事故等発生した場合で、必要とある場合は随時委員を増員できる。又、委員長は委員の解任権限をもつものとする。

第五条【委員等の職務】

委員長は本委員会を代表し、会務及び会議を統括するものとする。委員は本委員会の主旨をよく理解し、本委員会の目的達成の為、必要に応じて職務を遂行と共に、それぞれが委員長を補佐し委員長に事故ある時は副委員長が代行するものとする。書記は事務局員として、本委員会の議事録を整理し、本委員会の事務処理をするものとする。

第六条【委員会の運営】

本委員会は、委員として選任されたものが出席し、議長は委員長があたるものとする。

第七条【任期】

本委員会の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。尚、委員が退社及び、人事異動等でその資格を失った時は、新たに選任することができる。

この場合、第四条の規定に基づくものとし、任期は前任者の残存期間とする
臨時委員の任期は必要期間とする。

第八条【委員の解任】

本委員会は、委員が本委員会の委員をしてふさわしくないとされる時、又は
委員本人から退任を申し出た場合、委員の解任が出来る。後任の選出は第七条
の規程による。

付 則

第十条【この規程は平成24年4月1日より施行する。】